

独立行政法人家畜改良センター中期計画

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。

センターは、平成13年度から平成22年度までのこれまでの2期の中期目標期間において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（平成22年7月農林水産省公表）、「家畜改良増殖目標」（平成22年7月農林水産省公表）及び「鶏の改良増殖目標」（平成22年7月農林水産省公表）を達成するための政策実施機関として、我が国の家畜改良の推進母体としての役割を担ってきた。

また、センターは、独立行政法人に移行して以来、機動的な業務運営のための組織改編・役職員の配置、業務の進行管理システムの導入、業務の効率化及び経費の縮減、コンプライアンスの推進、監査体制の強化等に取り組みつつ、業務を展開してきた。

第3期の中期目標期間においても、センターは、行政施策の実施機関として、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく「家畜改良増殖目標」、種苗法（平成10年法律第83号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）等に基づく政策目標の達成に資することが期待されている。

このため、家畜の育種改良の推進、畜産新技術を活用した育種手法の高度化・効率化、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大、種畜及び飼料作物種苗の検査によるこれらの適切な流通、牛個体識別システムの運営、遺伝子組換え生物に係る検査の実施による国民の食の安全に対する信頼の確保等に、引き続き貢献していく必要がある。

その際に、農業の6次産業化を意識した特色ある家畜による多様な畜産経営の展開の支援、無駄の削減や業務の効率化を求める社会的な要請への対応、長期的な視点からの、多様な遺伝資源にも配慮した家畜改良の推進等に十分留意することとする。また、消費者の食に対する信頼性の確保のための個体識別台帳の適切な管理や各種検査の的確な実施、家畜管理技術を現場に普及させるための技術改善の充実、口蹄疫等の悪性伝染病の防疫の国家レベルでの取組の強化への対応にも取り組むとともに、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤の確立に向けた飼料政策の展開を積極的に支援することとする。

さらに、これらの業務を実施するに当たっては、都道府県及び民間との役割分担を明確にし、独立行政法人として実施すべき業務に重点化していくとともに、重点化した業務への優先的な予算の投入、柔軟で弾力的な組織改編・人員の配置、業務運営の効率化による経費の縮減、自己収入の増加、内部統制の強化等に努める必要がある。

以上を踏まえ、センターは、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、農林水産大臣から指示された中期目標を達成し、国民の期待と信頼に応えるため、センターが有する資源（人材、家畜、土地等）を最大限に活用しつつ、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務対象の重点化

(1) 家畜の改良増殖業務の重点化

ア センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にしつつ、これら関係者との連携を強化するとともに、事業規模を厳しく見直してスリム化を図りつつ、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術とセンターが保有する多様な育種資源を最大限活用して全国的な家畜改良を推進するとともに、家畜改良の素材となる種畜の供給について、以下のとおり重点化する。

(ア) 乳用牛

泌乳持続性を重視した改良に取り組むとともに、民間との役割分担を明確にするため、候補種雄牛の後代検定への参加については平成25年度末までに民間事業者に移行する。

(イ) 肉用牛

近交係数上昇の抑制や脂肪交雑以外の形質も重視し、都道府県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な種畜の生産・供給等に重点化する。

(ウ) 豚

都道府県・民間との役割分担を明確にするため、種雄として直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年度末までに原則中止し、都道府県・民間への育種改良素材の供給に重点化する。

(エ) 鶏

都道府県・民間が行う地鶏等の特色ある鶏の作出を支援するための種鶏の改良、生産及び供給に重点化する。

(オ) 馬、めん羊及び山羊

生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について取り組む。

イ 家畜の改良速度の加速化を図るため、家畜の遺伝的能力評価技術、未經産採卵技術、ドナーの集合検定、体外受精技術等の新技術等を活用した家畜の改良に積極的に取り組む。

ウ 6次産業化をはじめとする特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応える畜産物についての供給を支援するという観点から、肉用牛では日本短角種及び褐毛和種、乳用牛ではブラウンスイス種及びジャージー種について、遺伝的能力評価を実施する等により改良を推進する。また、馬、めん羊、山羊等の民間や都道府県による取組が限定的なものについても、生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について積極的に取り組む。

(2) 飼料作物種苗の増殖業務

- ア センターが担う飼料作物種苗の増殖業務については、飼料自給率の向上に向け、我が国の風土に適した国内育成品種の定着をさらに進める必要があることから、飼料用原種子の国内需要に的確に対応し、高品質の種子を供給する。
- イ 品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力の下、役割分担を明確にする。
- この際、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。
- これらにより、増殖対象を新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化し、中期目標期間を通じて毎年概ね100品種・系統を維持する。

2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化等

(1) 業務運営の効率化

ア 家畜等の遺伝資源の活用

- (ア) 家畜改良増殖業務においては、センターが保有する多様な育種資源を活用し、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術を用い、家畜改良の素材となる種畜の生産・供給を行う。

また、その際、防疫対策を徹底するため、家畜伝染病に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から伝染性疾患の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う。(再掲)

- (イ) 飼料作物種苗の増殖業務においては、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。また、遺伝資源の保存に資するため、多様な飼料作物の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行う。(再掲)

イ 人材の活用

- (ア) 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多方面から評価・検討し、実施する。

- (イ) 家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門の統合を図る等、組織の合理化を進め、職員の業務遂行の効率化を図る。

- (ウ) 人材の育成を図るため、技術水準、事務処理能力の向上等のための研修を計画的に進める。

その際、技術専門職員の資質の向上及び業務の高度化を推進するため、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進める。

ウ 土地・建物等の有効活用

土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、土地・建物等の保有資産の利用度等について調査し、保有資産が有効に活用されるよう必要な措置を講じる。

エ 業務の進行管理

中期計画及び年度計画に沿った業務を確実に実施するため、四半期毎に進捗状況を確認し、必要な措置を講じる等業務の進行管理を行う。

オ 業務の重複の防止

業務の効率化・重点化を図るため、都道府県・民間との役割分担の明確化を図る。

(ア) センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にしつつ、これら関係者との連携を強化する。

都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術とセンターが保有する多様な育種資源の活用により、家畜改良の素材となる種畜の生産・供給に重点化する。(再掲)

(イ) 飼料作物種苗の増殖業務については、品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力するとともに、役割分担を明確にする。(再掲)

(ウ) 調査研究業務については、より研究要素の強い業務(資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査)は他の試験研究機関等に委ねる等役割分担を明確にし、課題の重複を排除する。

(2) 組織体制の合理化・強化

ア センター各牧場・支場(以下「各牧場」という。)の家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門との統合を進めるとともに、本所の部の組織編成を見直して、業務の質、量に応じた機動的な組織体制を整備する。その際、統合に当たっては、業務上の責任についての透明性を確保するとともに、新たな業務の進行管理、コンプライアンス等について、職員に周知徹底する。

また、ガバナンスの強化・充実を図るため、業務監査室の機能を強化し、コンプライアンス推進室として改組する。

イ 業務の見直しに応じた柔軟な人員配置や効率的な業務運営により、継続的に要員の合理化を実施する。

ウ 技術専門職員が担当する業務については、引き続き家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進め、高度な技術を要する業務へのシフトを図り、資質の向上及び業務の高度化を推進する。

エ 家畜の飼養管理、飼料生産等の作業内容を検証し、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、引き続き段階的に外部化を進める。

(3) ガバナンスの強化・充実

ア 内部統制の強化

以下の取組を実施するに当たっては、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び同省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等独立行政法人評価

委員会への通知事項を参考にし、取り組む。また、コンプライアンス委員会を第三者委員会とするとともに、業務監査室の機能を強化し、コンプライアンス推進室として改組し、センター内のガバナンスの強化・充実、コンプライアンスの徹底を図る。

(ア) 効果的な統制環境の整備

効果的な内部統制の整備のため、業務目標及び役職員等行動規範等を全職員へ周知し、全役職員の内部統制に対する意識向上を図る。

また、業務目標及び役職員等行動規範の周知徹底を図るため、職場単位での勉強会や説明会を実施するとともに必要に応じて意識調査を実施する。

(イ) リスクの評価と迅速な対応

センターの業務において潜在するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定し、問題発生時に迅速な対応を行うための体制の構築を図る。

(ウ) 相互けん制機能が確保された統制活動

理事長の命令・指示が適切に実行されるよう、指揮・命令系統を有効に機能させるための方針等を策定し、その適時の見直しを行うとともに、適切な業務遂行のためチェック体制の構築を図り、相互けん制機能を強化する。

(エ) 情報と伝達

組織内において的確な情報の伝達が行われるよう、各業務における情報管理担当者を明確にするとともに、イントラネット等を活用し迅速に情報を伝達する体制を整備する。また、業務運営上の重大な事故や不祥事が発生した場合、個人情報保護に配慮しつつ、その事例を職員に周知することにより再発防止に努める。

(オ) モニタリングによる監視・評価・是正

適正な業務運営を図るため、内部統制が有効に機能しているかについて、コンプライアンス推進室の監視及びコンプライアンス委員会の評価を通じた是正を行うだけでなく、内部監査等を通じた監視・評価を行い、是正・改善すべき点がある場合は、理事長及び監事等に報告を行い、必要な措置を講ずる。

イ コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会での検討を踏まえ、コンプライアンス推進計画を策定し、必要に応じて役職員等行動規範の見直しを行う。また、コンプライアンス推進計画及び役職員等行動規範の周知徹底を図るため、各牧場や職場単位での勉強会を実施するとともに必要に応じて意識調査を実施するほか、必要な取組を追加的に実施する。

なお、コンプライアンス委員会において、職員等からのコンプライアンスに関するリスク情報を一元管理し、適切な対応を行う。

ウ 監査の強化

監査の実施に当たっては、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を担当する部門が連携し、監査情報を共有するとともに、監査結果等に基づく是正措置

の実施状況を相互に評価する。また、これらの取組を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト縮減を念頭に、無駄をなくす努力をさらに徹底する。

エ 情報開示体制の確立

法令等により公開を義務付けられているもののほか、内部監査情報や各種委員会等の審議結果等必要な情報については開示し、業務の透明性を確保する。

オ 人事配置の適正化

職員の適材適所を推進するため、職員の人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等の情報を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、特に課長級以上の人事配置に当たっては、適正配置のための多角的な検証が必要であることから、コンプライアンス推進室が人事情報を分析し、ガバナンスの観点からの適性について理事長に報告する等により、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多方面から評価・検討し、実施する。

カ 事業の内部審査及び評価

事業の審査や評価を行い、事業運営に反映するために第三者を含めた業務検討会を本所各部及び各牧場を対象に最低年1回開催する。

(4) リスク管理の強化

ア 防疫対策を徹底するため、家畜伝染性疾病に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から家畜伝染性疾病の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生管理を行う。(再掲)

イ 家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、必要に応じて複数の牧場を活用し、リスク分散を図る。

ウ 都道府県等から、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施について協力依頼があり、当該計画が全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件等を平成23年度中に整理する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

ア 情報セキュリティ対策の強化に当たっては、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を参考として、情報システムの適正な管理及び情報セキュリティの確保を図るため、情報システムの実施手順書を作成する。

イ また、情報セキュリティ規則類を職員に周知するとともに、セキュリティ対策の教育を実施する。

ウ 業務運営上の重大な事故や不祥事が発生した場合、個人情報保護に配慮しつつ、その事例を職員に周知することにより再発防止に努める。(再掲)

3 経費の削減及び自己収入の拡大

(1) 一般管理費・人件費等の削減・見直し

ア 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%を抑制、業務経費については、毎年度平

均で少なくとも対前年度比1%を抑制する。

イ 毎年度、財務の分析を行い、その結果を経費の縮減に活用する。特に、一般管理費については、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

ウ 業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るため、官民競争入札等の積極的な導入を検討・推進する。

エ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。

（2）契約の点検・見直し

ア 契約については、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行う。

また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検及び見直しを行い、その結果を公表する。

さらに、調達等合理化計画において定めた、重点的に取り組む分野又は調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。

イ 調査研究業務に係る調達の透明性を高め、効果的な契約の在り方を追求するため、他の独立行政法人の優良な事例等を参考にし、仕様要件の見直しやリース方式の活用等を図る。

ウ 密接な関係があると考えられる法人との契約については、当該法人との取引、当該法人への再就職の状況等の状況について情報を公開することにより、透明性の向上を図る。

エ 飼料作物に係る増殖用の種子の配布については、平成23年度中に競争性のある契約を導入する。この場合、配布先を決めるに当たっては、配布希望者が

種苗増殖を行い、農家への種子の供給を行う計画や能力を有するか等を判定する基準を作成し、十分に精査した上で行う。

(3) 自己収入の拡大

ア 自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。

また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。

精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。

イ 監査の実施に当たっては、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を担当する部門が連携し、監査情報を共有するとともに、監査結果等に基づく是正措置の実施状況を相互に評価する。また、これら取組を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト縮減を念頭に、無駄をなくす努力をさらに徹底する。(再掲)

(4) 知的財産の管理

特許等の知的財産について、その取得状況、活用状況等を発明審査委員会において毎年2回点検し、有効活用する。そのため、特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図る。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 家畜改良及び飼養管理の改善等

(1) 乳用牛

酪農経営における生産性向上に資するため、センターは乳用牛の生涯生産性の向上を図る。具体的には、センターが自ら泌乳持続性の高い種畜等を生産し、必要に応じて供給を行うとともに、泌乳持続性等を反映した新たな総合指数に基づいて全国同一基準による遺伝的能力評価を実施し、関係者にその結果を周知することで、泌乳曲線を平準化させた泌乳持続性が高い乳用牛への改良を進めつつ、引き続き泌乳能力や体型、飼料利用性の向上及び繁殖性・抗病性の全国的な改良を進める。併せて、ジャージー種及びブラウンスイス種といった多様な品種について遺伝的能力評価等によつての改良を推進する。このため、以下の取組を行う。

ア 全国的な改良の推進

(ア) 全国的な乳用牛の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催

する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。

- (イ) 全国同一基準による遺伝的能力評価に基づき、後代検定の実施を推進するための会議を開催し、技術的助言、連携協力を行う等後代検定に関する推進母体としての役割を果たす。

イ 遺伝的能力評価の実施

- (ア) ホルスタイン種について、種雄牛及び雌牛の遺伝的能力評価を毎年2回以上定期的に実施し公表する。また、種雄牛の国際能力評価機関（インターブル）から得られる年3回の海外の遺伝的能力評価に関する情報を定期的に提供する。
- (イ) ホルスタイン種の総合指数について、学識経験者等改良関係者の意見を聞きながら、泌乳持続性の評価形質を組み入れたものを作成する。また、その他の形質について総合指数への反映を検討する。
- (ウ) ホルスタイン種について、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、SNP（一塩基多型）情報を活用する等精度の高い遺伝的能力評価手法の開発に取り組む。
- (エ) ジャージー種について、牛群検定データの収集可能な雌牛全頭について、毎年2回定期的に遺伝的能力を評価し、公表する。
- (オ) ブラウンスイス種について、牛群検定データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年少なくとも1回開催し、平成27年度までに雌牛の遺伝的能力評価に向けた試行を行う。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

- (ア) 家畜改良増殖目標の育種価目標を基に、多様な育種素材の導入を行い、我が国の飼養環境（気候、風土、飼料・飼養形態等）に適した優良な種畜生産に取り組むとともに、民間では取り組み難い未経産採卵技術とドナーの集合検定を組み合わせた高度な繁殖技術等を活用し、泌乳持続性や体型等に優れ、生涯生産性が高い種畜を生産・供給する。
- (イ) 候補種雄牛及び改良用雌牛の生産・供給に当たっては、SNP情報を活用した遺伝的能力評価値をもとに、精度の高い選定を行う。
- (ウ) 高い泌乳持続性を有する優良な候補種雄牛等を生産・供給するため、受精卵移植技術と3産次までのドナーの泌乳持続性を明らかにするドナーの集合検定システムを活用することにより、泌乳持続性において評価成績が平均以上の優良な改良用雌牛を作出する。
- (エ) 未経産ドナーの集合検定システムを活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量113kg/年、乳脂肪2.6kg/年、無脂乳固形分9.2kg/年、乳蛋白質2.9kg/年）以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を生産する。

エ その他

- (ア) センターが自ら候補種雄牛を後代検定に参加させることについては、平成25年度末までに終了する。

(イ) 酪農家の雌牛を利用して生産及び導入した候補種雄牛の待機業務は、平成27年度末までに終了する。

(2) 肉用牛

多様な消費者ニーズに応えた国産牛肉の安定的な供給と生産コストの低減を図るため、肉用牛改良は、肉質（脂肪交雑）や肉量に偏重した改良から、適度に脂肪交雑が入りつつも早熟性や飼料利用性等の新たな改良指標を重視した改良へシフトすることが必要であり、早熟性や飼料利用性に着目した検定手法や遺伝的能力評価手法を開発し、優良な種畜生産に取り組む。また、近交係数の高まりを抑えるため、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種についてそれぞれ遺伝的に多様な牛群を整備しつつ、種畜等の供給を行う。このため、以下の取組を行う。

ア 全国的な改良の推進

(ア) 全国的な肉用牛の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。

(イ) 毎年、全国同一基準による遺伝的能力評価を行い、この評価結果に基づいて選抜された能力の高い検定済種雄牛についてその精液の広域的な利用を推進する。

イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 産肉能力に基づく改良を推進するため、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種に係る肉用牛枝肉情報全国データベースに収集された枝肉情報を集計・分析し、改良の基礎情報として関係機関に毎年提供する。

(イ) 全国の改良動向を把握するため、肉用牛枝肉情報全国データベースに蓄積された情報等から、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種の遺伝的能力を定期的に評価し、毎年公表する。

(ウ) 遺伝的能力評価手法について、肉質以外の早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る形質データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、新たな評価手法の導入に向けた取組を行う。

ウ 候補種雄牛等の生産・供給

(ア) 黒毛和種について、多様な育種素材の導入を行い、基礎となる4系統群や5つの希少系統を積極的に活用することにより遺伝的に特徴ある牛群を維持するとともに、民間等では取り組み難い生体卵胞卵子吸引技術、体外受精技術等の高度な技術を活用し、遺伝的多様性の確保や増体性等に配慮した優良な候補種雄牛等を生産・供給する。

なお、基礎となる系統群や希少系統の積極的な活用について、基礎となる系統群については、毎年、計画的に育種素材を導入し、計画交配することにより、雌牛群を整備する。希少系統については、毎年、関係都道府県等から育種素材を収集し、始祖牛の遺伝子保有確率が高い（栄光系（栄光号）及び

熊波系（茂金波号）ではそれぞれ概ね10%以上、藤良系（第六藤良号）、38岩田系（第三十八の一岩田号）及び城崎系（城清号又は奥城土井号）ではそれぞれ概ね5%以上）雌牛群を整備する。

- (イ) 増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛の生産に当たっては、適度に脂肪交雑を維持しつつ、毎年遺伝的能力評価等を活用することにより、直接検定成績において1日当たり増体量が概ね1.1kg以上の候補種雄牛を生産する。
- (ウ) 飼料利用性、早熟性等に関して、これらに係る形質データの収集を継続的に行い、検討会を毎年開催し、検定手法の開発に取り組む。
- (エ) 褐毛和種について、関係都道府県等より育種素材を収集することにより、多様な育種素材の導入を行い、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、卵巣から採取した卵子を利用した体外受精技術等の民間等では取り組み難い高度な技術を活用しつつ、種畜を生産・供給する。
- (オ) 日本短角種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、関係都道府県等より育種素材を収集することにより、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、育種改良素材を生産・供給する。

(3) 豚

国際化の進展や長期的な飼料穀物需給のひっ迫等に対応した競争力のある豚肉生産を維持するため、遺伝子解析技術を駆使して繁殖能力に優れる雌系純粋種豚の改良を進めるとともに、ロース芯筋内脂肪含量が多い雄系純粋種豚の改良を進める。このため、以下の取組を行う。

ア 全国的な豚改良の推進

- (ア) 全国的な豚の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。
- (イ) 都道府県等からの要望が強い繁殖能力に優れた大ヨークシャー種や肉質に優れたデュロック種の純粋種豚の育種改良素材を生産・供給することに重点化する。

イ 遺伝的能力評価の実施

- (ア) バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種について、種豚の遺伝的能力評価を毎年4回定期的の実施し公表する。
- (イ) 遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、肢蹄のつなぎに関するデータを収集し、このデータを活用して遺伝的能力評価手法の開発に必要な遺伝的パラメータを平成27年度末までに推定する。

ウ 優良種豚等の生産・供給

- (ア) 増体性や飼料利用性の改良のほか、繁殖性の向上を図るため、雌系品種として利用される大ヨークシャー種について、雌豚群120頭規模の改良用群を造成し、より早期の能力向上が可能となる開放的育種手法を活用するとと

もに、遺伝子解析技術を活用した新たな育種手法の開発に取り組み、得られた繁殖性に関する遺伝情報を活用することにより、繁殖能力に優れる種豚を作出する。この場合、一腹当たり育成頭数については、概ね10.5頭とする。

(イ) 都道府県等が行う系統造成を支援するため、雄系品種として利用されるデュロック種について、雄10頭・雌30頭規模の改良用豚群を造成し、群内の血縁を高め、能力のバラツキが小さくなる閉鎖的育種手法を活用することにより、肉質に優れる種豚の作出に取り組む。この場合、ロース芯筋内脂肪含量については、概ね6%とする。

(ウ) 実験用小型ブタについて、造成を完了した系統（小型白色系：雄5頭・雌20頭規模、中型淡色系：雄3頭・雌15頭規模、中型貧毛系：雄3頭・雌15頭規模の系統維持群）の維持及び種豚等の供給を行う。また、新たな系統の造成は行わない。

(エ) 雄系品種として利用されるデュロック種について、止め雄として利用される種豚を直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年度末までに原則中止する。また、雌系品種の雄方に利用される大ヨークシャー種についても、直接肉豚生産農家へ供給する業務は平成23年度末までに原則中止する。

(4) 鶏

国際化の進展や長期的な飼料穀物需給のひっ迫等に対応するとともに、全国各地で行われている在来種等を利用した特色ある鶏の能力向上を図るため、飼料利用性の改良に留意しつつ、卵用鶏の産卵性や肉用鶏の増体性の改良を推進する。また、センターが保有する多数の品種・系統を活用して、地域における地鶏・銘柄鶏の振興を支援する。このため、以下の取組を行う。

ア 全国的な鶏改良の推進

(ア) 全国的な国産鶏の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。

(イ) 在来種等との交配に適したセンター産種鶏の開発に取り組み、また、需要が見込まれない系統を減らす一方、高い需要のある系統を増やすことにより、生体で維持する系統のうち2系統を縮減する。この場合、各系統についてイの取組により、飼料利用性に留意しつつ、産卵性や産肉性の向上に取り組む。

イ 優良種鶏等の生産・供給

(ア) 卵用鶏の産卵性を改良する。特に、主要白玉系統である白色レグホーン種について、1年1サイクルの世代更新により系統造成を行うとともに、長期検定手法（検定期間25～59週齢時まで）を活用することにより、センター産種鶏の後期産卵率（44～59週齢時の産卵率）の育種価を概ね5ポイント改善する。また、主要赤玉系統であるロードアイランドレッド種について、遺伝子

解析技術を活用し、肉斑の発生率の低減のための選抜を毎年行う。

(イ) 肉用鶏の増体性を改良する。特に、雄として利用される主要系統である白色コーニッシュ種について、6週齢の一次選抜時におけるデータを収集し、遺伝的能力評価による精度の高い選抜手法の活用により、一次選抜時体重の育種価を概ね150g改善する。

また、雌として利用される主要系統について、遺伝子解析技術を活用して、羽色の固定（白色プリマスロック種について他の品種を交配した際にひなの羽色が必ず交配した他の品種と同じ羽色となること）のための選抜を毎年行う。

(ウ) 地鶏・銘柄鶏の生産を支援するため、多様な品種・系統を用いた組合せ検定について、平成24年度末までに組合せ検定の実施のための条件を整備し、及び都道府県・民間の在来種の組合せに関するニーズを踏まえ、平成25年度からセンターが保有する概ね9系統の在来種等を利用して組合せ検定を行う。

(5) 馬

我が国における持続的な馬生産を支援するため、家畜人工授精技術や飼養管理技術に関する技術や知識の普及に取り組むとともに、馬の活用方法の多様化等も踏まえつつ、農用馬については、発育や繁殖性の向上等の改良を進める。また、多様な日本在来馬の保存を支援するため、遺伝資源の保存・提供や技術指導等を行う。このため、以下の取組を行う。

ア 全国的な馬改良の推進

(ア) 全国的な馬の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。

(イ) 発育ステージに応じた飼料設計や繁殖性の制御に係る飼養管理技術及び家畜人工授精を含む繁殖技術の向上を図るとともに、研修会を開催する等により当該技術の民間への普及を図る。また、優良種雄馬の広域利用と改良の推進のため、家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許（馬）取得のための講習会及び家畜人工授精師等を対象に家畜人工授精技術等の技術講習を行う。

イ 能力評価の実施

馬の発育や繁殖性を向上させるため、農用馬について、発育値や受胎率データを収集する。また、関係機関と連携し、体型（体高、胸囲等）やけん引力等を用いた能力評価方法の開発に取り組む。

ウ 優良種馬の生産・供給

(ア) 純粋種農用馬（ブルトン種・ペルシュロン種）等については、受胎率やほ育能力等の繁殖能力の向上を図るとともに、体型データを収集し、これら形質に優れたものを選抜する。これらにより、品種の特性に優れた種畜等の生産・供給を行う。

(イ) 民間等が行う日本在来馬の保存を支援するため、ジーンバンクとしての取組のほか、関係機関・団体等と協力して、地域における保存・繁殖、技術情報の提供、技術指導等に積極的に取り組む。

(6) めん羊・山羊

多様な畜産経営を支援するため、民間等におけるめん羊・山羊の生産のための技術や知識の普及を図るとともに、改良の推進を支援する。このため、以下の取組を行う。

ア 民間等への技術支援のため、毎年1回以上、協議会を通じ、飼養管理技術や近親交配を避けるための種畜入手等に関して、関係機関、生産者等との意見・情報交換を実施するとともに、必要に応じて技術指導等の技術的支援及び家畜等の育種改良素材の提供を行う。

イ 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許（めん羊又は山羊）の講習会を行う。また、家畜人工授精師等を対象に家畜人工授精技術研修会等を行う。さらに、センター職員が生産現地に出向き家畜人工授精等の技術講習を行う。

(7) 家畜の飼養管理の改善

ア 長期的にひっ迫基調の穀物需給にも対応し得るよう、家畜の飼料利用性の改善に取り組むのみならず、改良された家畜の能力が十分発揮されるよう、飼養管理の改善による家畜の損耗率の低減、受胎率や育成率等の向上について、各牧場において目標を設定し、取り組む。

イ 種畜の生産コストの縮減を図るため、経年比較ができるコスト試算を行い、家畜の飼養管理の効率化や省力化を図る。

(8) 家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化

ア 防疫対策を徹底するため、家畜伝染性疾病に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から家畜伝染性疾病の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う。（再掲）

イ 家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、必要に応じて複数の牧場での分散飼養を行う。（再掲）

(9) 家畜の遺伝資源の保存

家畜の多様な育種改良を進める観点から、多様な家畜の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、収集・保存及び特性調査を実施する。

2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給

(1) 国内育成品種の種苗増殖については、OECD（経済協力開発機構）品種証明制度等に基づく要件に適合した生産管理の下で、新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化した増殖を行う。

(2) 国内育成品種の種苗増殖において、単位面積当たりの生産量を中期目標期間中に5%向上させるため、主要草種の栽培管理及び精選技術等の改善手法を検討し、実用性の高いと判断された手法に取り組む。

(3) 飼料用稲種子については、全国における種子の安定供給を確保するため、国を

はじめとする関係機関との連携を密にし、種子の生産及び需要等の状況を把握し、都道府県による生産供給を補完する必要がある品種について、需要に応じた生産を行う。

- (4) 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、飼料作物の育成機関等との調整を行い、最大受け入れ可能な毎年概ね60系統の地域適応性等の検定試験を積極的に実施する。
- (5) 都道府県の協力を得て、毎年、奨励品種選定試験結果等のデータを入手し、データの確認、整理等を行い、データベースを更新して情報提供を行う。また、育成機関等と連携して、実証展示ほの設置又は設置への協力を行う。
- (6) 様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な飼料作物の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行う。

3 飼料作物の種苗の検査

- (1) OECD品種証明制度等に基づく、海外増殖用等の飼料作物種苗の検査及び証明を的確に実施する。その際、検査及び事務処理を効率的に実施して、種子純度分析及び発芽試験の検査試料入手から結果通知までに要する期間（国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。）について平均5日程度（営業日）を維持する。
- (2) ISTA（国際種子検査協会）検査所認定基準の要件を満たすよう、内部監査等の品質管理活動を実施し、3年毎に更新されるISTA認定を維持する。

このため、検査結果の信頼性を確保するため、リングテスト（同等の試料を用いて技能を比較する試験）を行う。また、職員の技能を平準化するため、リングテストの結果に基づく技術指導を行う。

また、検査技術の高度化を図るため、高度な発芽試験法（テトラゾリウム法）を習得して、中期目標期間中に種苗の検査へ適用する。

4 調査研究

センターは、家畜の育種改良、飼養管理の改善等を通じて特色ある家畜による多様な畜産経営の振興に資するため、生産現場や消費者のニーズも踏まえ家畜改良増殖目標を達成すべくセンターが実施している家畜の改良や飼養管理等に応用できる調査研究に取り組む。

具体的には、以下の項目に取り組み、育種改良関係技術、繁殖関連技術及び飼養管理関連技術の調査研究で得られた成果、開発された技術等について取りまとめを行い、技能平準化のための技術指導を行う。

なお、この取組に当たっては、試験研究機関等との定期的な連絡・調整会議の開催等により役割分担を明確にしつつ、調査研究課題について毎年2回の内部検討会（事前、中間）及び1回の外部有識者による検討会（事前）を開催し、必要な見直しを行う。また、研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞

クローン牛の調査)については、他の研究開発機関に委ねる。

(1) 育種改良関係技術

センターが実施する家畜の育種改良を効率的に進めるため、遺伝子解析技術及び食肉評価手法の改善を行うとともに、これらから得られる情報の育種改良への利用について調査研究を行うこととし、

ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法については、平成25年度までに牛の脂肪酸組成、豚の繁殖性、鶏の羽色と遺伝子解析情報との関連性を調査し、技術の実証を行いつつ、実際に育種集団における選抜に利用可能な水準まで高め、平成27年度中に実用化する。

イ 食肉評価手法については、食味に関連した評価指標のさらなる検討と家畜の選抜への利用について検証し、平成25年度までに食味に関連した評価指標を示す。平成26年度以降当該評価指標の改善と遺伝子解析に取り組み、指標と関連する遺伝子を抽出し、選抜への利用に向けた検討を進める。

(2) 繁殖関連技術

ア 優良な家畜の増殖を実現するため、家畜受精卵等の新たな生産技術の検討を行い、利用性・実用性を実証することとし、

(ア) 肉用牛については、検定精度の向上に資するため、受精卵の割球分離法を用いた一卵性双子の繁殖技術の改善を行い、平成27年度までに一卵性双子の生産率を現状から10ポイント程度引き上げる。

(イ) 豚については、生体配布に代わり受精卵による配布を促進するため、平成27年度までに豚受精卵の凍結技術と非外科的移植技術を実用化する。

イ 肉用牛の受胎率向上のため、平成26年度までに血液中の代謝物質を指標とした飼養管理マニュアルを作成する。

ウ 家畜改良を効率的に進めるため、上記の繁殖関連技術の普及に向けた技術的支援を行う。

(3) 飼養管理関連技術

ア 自給飼料基盤に立脚した畜産の推進を図るため、褐毛和種、日本短角種等の粗放的な放牧関連技術を活用し、繁殖・肥育一貫生産技術を改善する。

イ 特色ある家畜による多様な畜産経営の支援及び飼料自給率向上等のため、ブラウンスイス種の粗飼料利用性、放牧適性等の特性調査に取り組む。

ウ 豚、鶏等に飼料用米やエコフィードを給与した場合の畜産物の特性や給与方法の改善に向けた取組を行う。

エ センターが開発した上記の飼養管理技術の普及に向けた技術的支援を行う。

5 講習及び指導

(1) 成果等の情報提供

センターが行った各種調査等の成果に関する情報を整理・分析し、ホームページ、学会、学会誌、業界紙等を活用して提供する。学会・研究会での口頭、ポスター発表、学会報・研究会報への投稿発表、ホームページへの掲載等により毎年90件以上の情報を提供する。

(2) 技術の普及指導

ア 家畜の飼養管理技術等の普及

政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料用米も含む飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等について、畜産関係者に情報提供するための実証展示や見学の受入を行うとともに、技術展示会への出展、場所公開、地域産業祭での展示等を毎年24回以上実施する。

イ センターが独自に実施する研修等

(ア) センターの家畜、草地、施設等のフィールドを活用して、酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修等を追加して行う。これらの研修等については、研修生が即戦力となるために十分な知識が必要となることから、修了試験において習得したと評価する割合が80%以上とする。

(イ) 畜産新技術、飼料作物優良品種及びセンターの調査研究成果のうち、生産現場への普及が望まれる技術等を中心に研修・講習に関するニーズについて情報収集を行うとともに、センター以外の他機関等でも受入可能な内容を対象とした研修等については見直し、他機関等に委ねる。こうした対応によりニーズの高い内容へ重点化を図り、毎年10回以上の研修・講習会を開催する。

(ウ) 家畜人工授精師等の免許取得のための講習会を毎年開催する。

ウ 中央畜産技術研修の実施

農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修を適切に実施するとともに、受講生に対するアンケート調査により研修環境についての満足度を調査し、満足と評価する割合が80%以上となるよう研修を行う。また、農林水産省と連携して受講生に対して受講ニーズに関するアンケート調査を行い、その結果を農林水産省に報告する。

エ 民間機関等の個別研修の受入れ

(ア) 畜産関係団体をはじめとする民間機関、都道府県、大学等からの依頼による個別の研修生を可能な限り受け入れ、講師の派遣、施設、家畜の提供を行うとともに、研修生に対して研修内容についての満足度を調査し、満足と評価する割合が80%以上となるよう研修を行う。

(イ) 外部機関が行う講習会の開催に当たって、職員の派遣等の要請があった場合は、積極的に協力する。

(ウ) 民間機関等に対し、施設の利用可能時期、利用条件等の情報提供を行い、可能な範囲で民間機関主催研修会等へ施設を提供する等施設利用率の向上を図る。

(3) 海外技術協力

ア 情報提供やアンケート調査等を確実にを行い、帰国研修員を通じて海外研修の受入国との間にネットワークを構築し、海外技術協力へのニーズの的確な把握を行う。

イ 専門家の研修、派遣等について、関係機関の要請等に応じ、その分野について専門的知識を有する者を長期専門家、短期専門家又は調査団員として可能な

限り派遣する。また、他機関所属の専門家の派遣前研修についても可能な限り要請に応える。

ウ 海外からの研修員の受入について、関係機関の要請等に応じ、集団コース及び国別研修を実施し、研修員を可能な限り受け入れる。また、受講者に対して研修内容及び研修環境についての満足度を調査し、その改善に役立て、重点改善項目を解消する。

エ 人材リストの作成や職員の長期・短期の海外派遣、語学習得支援等により、海外技術協力に的確に対応できる人材育成を積極的に行う。

6 家畜改良増殖法に基づく検査等

- (1) 家畜改良増殖法第4条の規定に基づき行う種畜検査を的確に実施するため、種畜検査員を概ね100名確保する。
- (2) 家畜改良増殖法第35条の2の規定に基づく立入検査を速やかに行うことができるよう、あらかじめ理事長が検査の遂行に必要な能力を有する職員を立入検査員として各牧場に少なくとも1名任命する
- (3) 種畜検査の事業実施主体の都道府県への移管について、国からの指示のもと、国と都道府県との意見交換の円滑化に積極的に協力する。また、移管が決定された場合、都道府県への技術移転等の必要な支援を行う。
- (4) 種苗法第63条の規定に基づき、農林水産大臣の指示があった場合には、指示に従って集取及び検査を的確に実施する。
- (5) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を検査員として少なくとも10名任命する。
- (6) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定に基づき、農林水産大臣の指示があった場合には、指示に従って立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。
- (7) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を検査員として少なくとも10名任命する。

7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務等

- (1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、農林水産大臣から委託された以下の事務を的確に実施する。
 - ア 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務
 - イ 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務
 - ウ 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務
 - エ 法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務
 - オ 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務
 - カ 法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する

事務

キ 個体識別番号の決定及び通知に関する事務

- (2) インターネットを利用したアンケート調査等を通じて把握した生産者、流通業者及び消費者のニーズ等を踏まえた牛個体識別台帳電算システムの開発・改修等を行うことにより、牛個体識別システムの利便性を高める等、利用者のニーズに即した個体識別業務を推進する。
- (3) 関係機関・団体等と連携し、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳やこれに関連する情報等のデータベースに蓄積されたデータについて、さらなる有効活用の推進を図る。
- (4) 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病発生時において、農林水産省からの緊急検索等の依頼を受けてから、牛個体識別台帳に記録された膨大な情報の中から、依頼のあった条件（発生農場の牛の飼養状況・異動状況のデータ等）を抜き出し、そのデータを取りまとめ、速やかに農林水産省等へ提供するため、緊急検索のさらなる迅速化を図る観点から、机上演習等を行い、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。
- (5) 牛以外の家畜における生産段階でのトレーサビリティについて、生産者等が取り組んでいる内容についての現地調査を行うとともに、調査内容を取りまとめ、生産者、流通業者及び消費者等を交えた検討会を開催し、システム導入に係る利点、留意点等を取りまとめるとともに、センターの牧場等を活用したモデル実証を行うこと等により、技術の改善を図り、生産現場の適切なシステム導入を支援する。

8 センターの人材・資源を活用した外部支援

(1) 口蹄疫等の家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応

国内において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、緊急的な防疫対応が必要であるとして、農林水産省又は都道府県から、そのまん延防止のための家畜防疫作業等の支援について要請を受けた場合、業務に支障のない範囲で支援ができるように基本方針を作成し、速やかに40名の派遣が可能となる体制を構築する。また、現地での的確な作業が実施できるよう、基本的な作業体系をマニュアルとして整理する。

(2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援

農林水産省や都道府県等の地方自治体から要請を受けた場合、自然災害や家畜疾病発生時に、影響を被った地域で一時的に不足する家畜、乾牧草等を積極的に支援する。

(3) 種畜等の受託管理

都道府県等から、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施の協力依頼があり、全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件等を平成23年度中に整理する。（再掲）

(4) 技術開発への協力

畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う技術開発・調査に当たって協力等の要請があった場合には、積極的に協力する。

(5) 委員会への協力

畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う委員会の開催に当たって、職員への委員委嘱等の要請があった場合には、積極的に協力する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成23年度～平成27年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	37,495
施設整備費補助金	1,551
受託収入	1,005
諸収入	3,825
農畜産物売払代	3,735
その他の収入	91
岩手牧場事業用地等売却収入	564
計	44,440
支出	
事業経費	7,423
うち 家畜改良関係経費	6,470
種畜検査関係経費	71
飼料作物種苗関係経費	293
技術の普及指導関係経費	151
家畜個体識別関係経費	438
施設整備費	2,115
受託経費	1,005
一般管理費	2,709
人件費	31,189
計	44,440

[人件費の見積り]

期間中総額24,075百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政

法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、24,124百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与及び継続雇用短時間勤務職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定のルール]

次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = ((\text{前年度一般管理費} - A) \times \alpha \times \gamma) \\ + ((\text{前年度業務経費} - B) \times \beta \times \gamma) + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α : 効率化係数 (97%)

β : 効率化係数 (99%)

γ : 消費者物価係数 (平成23年度については、98.3%)

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費 (23年度)} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{労災保険料} + \text{雇用保険料} \\ + \text{児童手当拠出金} + \text{共済組合負担金}$$

$$\text{基本給等} = 17\text{年度決算額 (基本給} + \text{諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times 94\%$$

基本給等は人事院勧告影響額を含む。

$$A + B = \text{勧告の方向性を踏まえて効率化する額}$$

$$\text{人件費 (24年度以降)} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{労災保険料} + \text{雇用保険料} \\ + \text{児童手当拠出金} + \text{共済組合負担金}$$

$$\text{基本給等} = \{ \text{前年度の (基本給} + \text{諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率}) \\ + \text{休職者} \cdot \text{派遣職員} \cdot \text{継続雇用職員給与} \} \times \varepsilon$$

ε : 人件費抑制係数

(注)

- 1 運営費交付金には、期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
- 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数については、業務経費を年99%、一般管理費を年97%、人件費抑制係数については年100%と推定。
- 2 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率を、ともに0%と推定。
- 3 勧告の方向性を踏まえて効率化する額は、86,590千円とする。

4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	46,932
経常費用	46,915
人件費	31,189
業務費	10,406
一般管理費	2,708
減価償却費	2,611
財務費用	16
臨時損失	0
収入の部	46,899
運営費交付金収益	35,014
受託収入	1,005
諸収入	3,825
農畜産物売払代	3,735
その他の収入	91
資産見返運営費交付金戻入	6,892
資産見返物品受贈額戻入	63
資産見返継承受贈額戻入	100
臨時利益	0
純利益	△33
前中期目標期間繰越積立金取崩額	33
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記]

- 1 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 2 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 3 減価償却費は、前期から繰越した有形固定資産及び運営費交付金収入で取得見込みの50万円以上の有形固定資産の減価償却見込額を計上した。
- 4 減価償却費については、平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産は残存価格を10%（左記到達後は残存価格1円）に、平成20年4月1

日以降に取得し、又は取得予定の有形固定資産は残存価格を1円に設定し、定額法で計上した。

- 5 財務費用は、リース資産に係る支払利息額を計上した。
- 6 臨時損失及び臨時利益は、現在のところ金額が算定できないので見込んでいない。
- 7 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、前期までに自己収入財源で購入し、当期へ繰越した有形固定資産の残存価格相当額を計上した。
- 8 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	44,440
業務活動による支出	39,507
投資活動による支出	4,596
財務活動による支出	336
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	44,440
業務活動による収入	42,325
運営費交付金による収入	37,495
受託収入	1,005
その他の収入	3,825
投資活動による収入	2,115
施設整備費補助金による収入	1,551
その他の収入	564
財務活動による収入	0

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による支出は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入から有形固定資産の取得見込額及びリース資産に係る元本償還額を差し引いた額を計上した。
- 3 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設整備費補助金で取得する有形固定資産の取得見込額を計上した（岩手牧場事業用地等整備に係る経費を含む）。なお、運営費交付金で取得する有形固定資産の取得見込額は、過去3ヵ年の平均（19～21年度）を基礎に、5ヵ年分を計上した。
- 4 財務活動による支出は、リース資産に係る元本償還額を計上した。

- 5 業務活動による収入は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入を計上した。
- 6 投資活動による収入は、施設整備費補助金及びその他の収入（岩手牧場事業用地等の売却収入）を計上した。
- 7 財務活動による収入は、借入金を想定せず計上しない。
- 8 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 自己収入の確保

- (1) 業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金を積極的に獲得するため、情報収集や他機関との連携を図り、外部資金に係る応募を積極的に行う。
- (2) 自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。

また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。

精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。(再掲)

5 経費の削減

契約については、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行う。

また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。(再掲)

さらに、調達等合理化計画において定めた、重点的に取り組む分野又は調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。

6 資産の管理

以下の取組を実施するに当たっては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にし、取り組む。

- (1) 土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、土地・建物等の保有資産の利用度等について調査し、保有資産が有効に活用されるよう必要な措置を講じる。(再掲)

なお、利用度が著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、不要な

ものについては国庫納付等を行う。

- (2) 土地・建物等の資産を貸付ける際には、センターの事務及び事業遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物等の利用が不可欠なものに限定するとともに、既貸付け物件も含め、近隣の貸付事例等も参考にしながら、正当な対価を徴収する。

また、毎年度、貸付物件の管理状況についての調査等を行うことにより、管理が不適切な場合にあつては、借受者に対し管理改善計画の提出請求や貸付の中止を行う。

7 経理の適正化

適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるよう、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。

また、会計・管財担当者の倫理及び資質向上のための研修会を計画的に行う。

第4 短期借入金の限度額

10億円

(想定される理由)

運営費交付金の受け入れの遅延。

第5 重要な財産の処分等に関する計画

国土交通省が施工する一般国道4号盛岡北道路工事に伴い、家畜改良センター岩手牧場事業用地（岩手県盛岡市下厨川字穴口72-1、岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子1556-1ほか、計108,318.90㎡）について、売却する。

なお、効率的に業務継続を図るため売却収入をもって、事業用地等に係る施設・設備等を整備する。

第6 剰余金の使途

剰余金の使途は、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入とする。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備に関する計画

- 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設・設備を計画的に整備・改修する。

年度別	施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
23	畜舎及び附帯設備、家畜排せ		施設整備費補

	つ物処理施設	310	助金
24 27	畜舎及び附帯設備、検査・分析室、種子生産施設、家畜排せつ物処理施設、粗飼料等保管施設、給・排水設備、岩手牧場事業用地等整備等	1,804 ± δ	施設整備費補助金及び売却収入
	24 - 27年度計	1,804 ± δ	

注) δ : 老朽度合等を勘案して、各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費百万円未満を四捨五入してある。

2 職員の人事等

(1) 人材の確保

ア 役職員の採用、人事異動に当たっては、センター業務の適正実施の観点から、採用、人事異動の基本となる事項を盛り込んだ採用・異動指針を策定し、確実に実行することにより、センター業務を担うにふさわしい人的資質や倫理観を持った人材を確保する。

イ 畜産行政との連携及び業務の高度化・専門化に対応するため、積極的に行政部局及び他機関との人事交流を図る。

ウ 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。(再掲)

エ 業務の見直しに応じた柔軟な人員配置や効率的な業務運営により、継続的に要員の合理化を実施する。(再掲)

(参考)

期初の常勤職員数 835人

(2) 人事配置

職員の適材適所を推進するため、職員の人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等の情報を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、特に課長級以上の人事配置に当たっては、適正配置のための多角的な検証が必要であることから、コンプライアンス推進室が人事情報を分析し、ガバナンスの観点からの適性について、理事長に報告する等により、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多方面から評価・検討し、実施する。(再掲)

(3) 人事管理

ア 職員の人事管理を行うに当たっては、公平・公正性、客観性、透明性等を考慮した適正な人事評価を実施するため、毎年度、評価者訓練や制度の検証等を行うとともに、評価結果を処遇等に適切に反映させることにより公正な人事管理制度の運用を図り、業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、役員

についても、センターの業績の適切な報酬額への反映と併せ、適正な人事評価を実施し、資質の向上を図る。

イ 適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるよう、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。(再掲)

(4) 研修の実施

ア 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。(再掲)

イ 技術専門職員の資質の向上及び業務の高度化を推進するため、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進める。(再掲)

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるをえない契約費用に充当する。